第
 号

 年
 月

 日

警告 書

住所及び氏名様

前橋市長

(担当:開発指導課)

あなたが、

の土地で行った再生可能エネルギー発電

設備設置事業は、前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第 条に違反しています。これまで是正措置を講ずるよう指導してきたところですが、依然として是正されていないので、直ちに是正するよう次のとおり警告します。

なお、この警告に従わない場合は、次のとおりの処分を行うこともありますので申し添 えます。

- ・条例第27条の規定に基づく許可の取消し
- ・条例第19条第3項若しくは条例第28条又は第29条の規定に基づく措置命令
- ・条例第30条の規定に基づく氏名及び住所の公表
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号) 第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しの要請

警告する措置及び期限等

担 当 開発指導課 盛土規制係 TEL 027-898-6997(直通)